

国立大学イノベーション創出環境強化事業 審査・評価委員会（第1回）概要

1. 日 時：令和2年8月31日（月）9:00～15:00

2. 場 所：WEB会議

（事務局会場：内閣府 中央合同庁舎第8号館6F 632A会議室）

3. 議 事：

- （1）審査・評価委員会と座長について
- （2）採択2年目各大学のフォローアップに関する審査の進め方について
- （3）採択2年目各大学からのヒアリング
- （4）審査結果について
- （5）その他

4. 審査・評価委員会 委員

○五十嵐 仁一（ENEOS 総研株式会社代表取締役社長）

◎上山 隆大（総合科学技術・イノベーション会議常勤議員）

○岸 本 康 夫（JFE スチール株式会社スチール研究所研究技監）

○本 山 和 夫（学校法人東京理科大学理事長）

○渡 辺 裕 司（元株式会社小松製作所執行役員経営企画室副室長）

※◎は座長

（五十音順・敬称略）

5. フォローアップ評価方法

- ・委員は、フォローアップ調書、ヒアリング内容、及び、事務局が提示する基礎データ (i)、(ii) に基づき、優れた点や改善を要する点などについて、所見を示すとともに、審査観点(1)～(3)のそれぞれに関し、評価「A」（優れている）、「B」（良好である）、「C」（やや不十分である）、「D」（不十分である）のいずれかを付与する。

※基礎データ

(i) 民間資金獲得額増加の実績：

令和元年度の対前年比伸び率について、計画に対する実績の比

【調書の記述に基づき事務局が集計】

(ii) 共同研究の直接経費に対する間接経費の割合の増加の実績：
令和元年度における前年からの伸び【財務諸表に基づき事務局が集計】

- 以下の場合には、事務局は委員会に対して、交付金の減額を提案する。
 - ✓ 民間資金獲得額増加の実績が合理的な理由なく著しく低い場合。
 - ✓ 観点(1)～(3)について、委員によって D 評定を付された項目数が過半数の場合。すなわち、1 大学につき付与される評定の総数 15（観点 3 個 × 委員 5 名）に対して D 評定が 8 以上の場合。

6. 審査の観点

審査観点は以下のとおりとする。

(1) 民間資金獲得額増加のための取組の実施状況：

計画に示した取組を着実に実施したか。

計画を実現するためのガバナンス強化など経営基盤の強化につながる取組を実施できたと認められる場合には、評定を高めるよう考慮する。

(2) 令和 2 年度以降の民間資金獲得額増加に向けた計画の妥当性と具体性、実現可能性：

計画変更がされている場合、変更後の計画は具体的かつ実現可能なものか。

計画変更がされていない場合、直近の状況等を考慮しても計画を変更しないことが妥当であるか。

(3) 交付金の活用状況：

イノベーション創出環境強化や大学の経営基盤強化に資する取組のために交付金を活用できたか。

一過性のものではなく、エコシステムを確立し、サステイナブルなイノベーション創出環境を実現するために活用できたと認められる場合には、評定を高めるよう考慮する。